

お手紙を受け取られた方へ

- ◆国民年金基金連合会から送付される下記のお手紙をお受取りになった場合、そのご対応方法については、同封されているお手紙をご確認ください。
- ◆下表では、お手紙の題名および送付された理由ごとにご対応方法を整理しておりますので、ご確認の際にお役立てください。
- ◆なお、ご不明点のお問い合わせ先は、下記の通りとなります。

※1: 「個人型年金加入申出書 (K-001)」 に記入された内容を確認したい場合

→ [iDeCoへのご加入手続きをお取りになった受付金融機関へお問い合わせください](#)

※2: 基礎年金番号や国民年金での登録状況を確認したい場合

→ [日本年金機構へお問い合わせください](#)

※3: 企業型確定拠出年金 (企業型DC) の掛金額や登録状況を確認したい場合

→ [企業型記録関連運営管理機関 \(企業型RK\) の加入者向けWebサイト等をご確認いただくか、お勤め先のご担当者様へお問い合わせください](#)

1. iDeCoへのご加入申出が不成立となった方へ送られるお手紙:

①『加入者資格不該当通知書 (LTO103)』 <1~2ページ>

2. iDeCoの掛金が一時停止・自動調整となった方へ送られるお手紙:

①『個人型年金の記録について (LTO602)』 <3~4ページ>

②『企業年金登録情報との不整合のご案内 (LHO614)』 <4ページ>

③『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金額自動調整のお知らせ (LHO609)』 <4ページ>

④『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金一時停止のお知らせ (LHO610)』 <5ページ>

3. iDeCoが加入取消・自動喪失となった方へ送られるお手紙

①『加入取消通知書/自動喪失通知書 (LHO508)』 <5ページ>

《ご参考》

国民年金基金連合会では、iDeCoのご加入記録と、日本年金機構での年金記録、お勤め先での他の企業年金制度へのご加入記録を、突合せ確認することにより、iDeCoへのご加入資格があるか否か、ご加入資格がある場合は、iDeCoの掛金額が拠出可能額の範囲内にあるか否かを、月に1度、確認しております。

突合せ確認の結果、iDeCoのご加入記録と、日本年金機構または企業年金プラットフォーム (企業年金の記録を管理するデータベース) の記録が不整合となった場合 (iDeCoへのご加入資格がないことが判明した場合や、iDeCoの拠出限度額を超過している場合) には、左記のような、お手紙を郵送し、ご加入申出が成立しなかった旨、iDeCoの掛金の引落を一時停止させていただく旨等をご案内します。

1. iDeCoへのご加入申出が不成立となった方へ送られるお手紙:

①『加入者資格不該当通知書 (LTO103)』

不成立となった理由	ご加入申出をされた方の状況	お手続き先	ご対応方法
			ご対応方法の詳細は、同封されているお手紙「加入不該当理由ごとの対処方法 (K-202)」をご確認ください
通冒頭文の書数内字はも不一致の理由の内容が記載されています。	01.生年月日相違 (加入申出書に記入された生年月日が相違しているため)	ご加入申出時に正しい生年月日を記入した	・正しい生年月日を記入した場合、基礎年金番号が正しいかも、あわせてご確認ください。 ・誤っている場合には、正しい基礎年金番号で再度ご加入手続きを行ってください。
		ご加入申出時に誤った生年月日を記入した	・正しい生年月日で再度ご加入手続きを行ってください。
	02.性別相違 (加入申出書に記入された性別が相違しているため)	ご加入申出時に正しい性別を記入した	・正しい性別を記入した場合、基礎年金番号が正しいかも、あわせてご確認ください。 ・誤っている場合には、正しい基礎年金番号で再度ご加入手続きを行ってください。
ご加入申出時に誤った性別を記入した		・正しい性別で再度ご加入手続きを行ってください。	
03.被保険者種別相違 (国民年金または厚生年金の被保険者記録と個人型年金の記録が相違しているため)	ご加入申出時に正しい被保険者種別および基礎年金番号を記入した	日本年金機構またはお勤め先の年金ご担当者様 ↓ 受付金融機関	・被保険者種別および基礎年金番号ともに正しく記入した場合は、国民年金の種別変更のお手続きが完了しているかをご確認ください。 ・国民年金の被保険者種別 (第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者、任意加入被保険者) だけでなく、厚生年金内での被保険者種別 (民間事業所/国家公務員/地方公務員/私立学校共済) もあわせてご確認ください。 ・先に国民年金の届出を済ませ、国民年金のお手続きが完了したことをご確認ください。 ・国民年金の登録が完了した後に、再度ご加入手続きを行ってください。
		ご加入申出時に誤った被保険者種別を記入した (※)	・正しい被保険者種別で再度ご加入手続きを行ってください。 (※) 誤って記入された被保険者種別とは、国民年金の被保険者種別 (第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者、任意加入被保険者) が誤っている場合だけでなく、第2号被保険者の場合、厚生年金内での被保険者種別 (民間事業所/国家公務員/地方公務員/私立学校共済) が誤っている場合も含まれます。
	ご加入申出時に誤った基礎年金番号を記入した	受付金融機関	・正しい基礎年金番号で再度ご加入手続きを行ってください。
04.国民年金で死亡扱い (国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっているため)	国民年金の被保険者記録において、死亡していると記録されている	日本年金機構 ↓ 国民年金基金連合会	・年金事務所にて記録訂正依頼を行い、訂正が完了したことをご確認ください。 ・国民年金基金連合会へご連絡ください。
05.国民年金保険料免除対象者 (国民年金の被保険者記録が保険料免除該当になっているため)	国民年金法に基づいて国民年金保険料が免除されている、または納付猶予されている	日本年金機構 ↓ 受付金融機関	・国民年金保険料が免除されている、または納付猶予されている方は、iDeCoへのご加入はできません。 ・免除、納付猶予に該当しなくなった後に、再度ご加入手続きを行ってください。

1. iDeCoへのご加入申出が不成立となった方へ送られるお手紙：				
①『加入者資格不該当通知書 (LTO103)』 (続き)				
不成立となった理由	ご加入申出をされた方の状況	お手続き先	ご対応方法	
			ご対応方法の詳細は、同封されているお手紙「加入不該当理由ごとの対処方法 (K-202)」をご確認ください	
<p>通 冒 頭 文 書 数 字 に も 一 致 理 由 に コ ー ド 記 載 さ れ て い ま す。</p>	<p>07.iDeCo掛金額が限度額超過 (国民年金) (加入申出書に記入された個人型年金掛金額が拠出限度額を超えているため)</p>	国民年金で付加保険料の納付を継続した上でiDeCoに加入したい	受付金融機関	・iDeCoの掛金額を限度額の範囲内になるよう調整し、再度ご加入手続きを行ってください。
		iDeCoの掛金を限度額まで納付したい	日本年金機構 ↓ 受付金融機関	・年金事務所等にて付加保険料納付終了のお手続きを行い、お手続きが完了した後に、再度ご加入手続きを行ってください。
	08.公的高齢年金受給者 (公的高齢年金を受給しているため)	高齢基礎年金、高齢厚生年金を受給している		・高齢基礎年金、高齢厚生年金を受給されている方は、iDeCoへのご加入はできません。
	09.iDeCo老齢給付金受給者 (iDeCoの老齢給付金を受給しているため)	iDeCoの老齢給付金を受給している		・iDeCoの老齢給付金を受給されている方は、iDeCoへのご加入はできません。
	10.基礎年金番号記録なし (加入申出された基礎年金番号では記録がなかったため)	正しい基礎年金番号がわからない ご加入申出時に誤った基礎年金番号を記入した	日本年金機構 ↓ 受付金融機関	・正しい基礎年金番号は、年金手帳、基礎年金番号通知書等をご確認ください。 ・ご不明の場合は、年金事務所において被保険者記録をご確認ください。 ・正しい基礎年金番号を確認された後に、再度ご加入手続きを行ってください。
			受付金融機関	・正しい基礎年金番号で再度ご加入手続きを行ってください。
	11.マッチング拠出利用 (マッチング拠出を実施しているため)	iDeCoの掛金を拠出したい 企業型DCでマッチング拠出を継続したい 企業型DCでマッチング拠出は行っていない (企業型DCの記録に誤りがある)	企業型DCご担当者様 ↓ 受付金融機関	・お勤め先のご担当者様へご連絡の上、企業型DCのマッチング拠出をやめる旨のお手続きをお取りください。 ・企業型DC側でのお手続きが完了したことを確認された後、再度ご加入手続きを行ってください。
			企業型DCご担当者様 ↓ 受付金融機関	・企業型DCでマッチング拠出をされている方は、iDeCoへのご加入はできません。 ・お勤め先のご担当者様へご連絡の上、記録の訂正をご依頼ください。 ・お勤め先での記録訂正が完了したことを確認された後、再度ご加入手続きを行ってください。
			企業型DCご担当者様 ↓ 受付金融機関	・企業型DCで事業主掛金が年単位拠出となっている方は、iDeCoへのご加入はできません。 ・iDeCoにご加入するには、企業型DCの事業主掛金を年単位拠出から各月拠出へ変更する企業型年金規約の変更が必要になります。 ・詳細は、お勤め先のご担当者様へご相談ください。 ・お勤め先での企業型年金規約が変更された場合、ご加入手続きを行ってください。
	12.年単位拠出利用 (企業年金掛金が年単位拠出であるため)	iDeCoの掛金を拠出したい 企業型DCで年単位拠出を継続したい 企業型DCは年単位拠出ではない (企業型DCの記録に誤りがある)	企業型DCご担当者様 ↓ 受付金融機関	・企業型DCで事業主掛金が年単位拠出となっている方は、iDeCoへのご加入はできません。 ・iDeCoにご加入するには、企業型DCの事業主掛金を年単位拠出から各月拠出へ変更する企業型年金規約の変更が必要になります。 ・詳細は、お勤め先のご担当者様へご相談ください。 ・お勤め先での企業型年金規約が変更された場合、ご加入手続きを行ってください。
			企業型DCご担当者様 ↓ 受付金融機関	・企業型DCで年単位拠出をされている方は、iDeCoへのご加入はできません。 ・お勤め先のご担当者様へご連絡の上、記録の訂正をご依頼ください。 ・お勤め先での記録訂正が完了したことを確認された後、再度ご加入手続きを行ってください。
			企業型DCご担当者様 ↓ 受付金融機関	・お勤め先のご担当者様へご連絡の上、企業側で登録されている「他年金制度加入状況」をご確認ください。 ・お勤め先の「他年金制度加入状況」が正しい場合は、企業年金登録情報に登録されている「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかが誤っている可能性がありますので、企業型記録関連運営管理機関 (RK) の加入者Webサイト等をご確認いただくか、お勤め先の企業型DCご担当者様へお問い合わせください。 ・お勤め先でのお手続きが完了したことを確認された後、再度ご加入手続きを行ってください。
	13.他年金相違 (加入申出書に記入された企業年金制度等が相違しているため) ※iDeCo以外にお勤め先で加入されている年金制度 (企業年金等) のご加入状況を「他年金制度加入状況」といいます。	ご加入申出時に正しい「他年金制度加入状況」等を記入した (企業型DCの記録に誤りがある) ご加入申出時に誤った「他年金制度加入状況」を記入した ご加入申出時に「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかを誤って記入した	企業型DCご担当者様 ↓ 受付金融機関	・お勤め先のご担当者様へご連絡の上、企業側で登録されている「他年金制度加入状況」をご確認ください。 ・お勤め先の「他年金制度加入状況」が正しい場合は、企業年金登録情報に登録されている「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかが誤っている可能性がありますので、企業型記録関連運営管理機関 (RK) の加入者Webサイト等をご確認いただくか、お勤め先の企業型DCご担当者様へお問い合わせください。 ・お勤め先でのお手続きが完了したことを確認された後、再度ご加入手続きを行ってください。
受付金融機関			・正しい「他年金制度ご加入状況」で再度ご加入手続きを行ってください。 ・正しい「他年金制度ご加入状況」については、お勤め先のご担当者様へご確認ください。	
受付金融機関			・正しい情報で再度ご加入手続きを行ってください。	
14.iDeCo掛金額が限度額超過 (企業年金) (加入申出書に記入された個人型年金掛金額と他の企業年金掛金額の合計額が拠出限度額を超えているため)	iDeCoの掛金額を調整したいが、拠出可能額がわからない (企業型DCの事業主掛金額がわからない) iDeCoの拠出可能額の確認が完了したので、拠出可能額の範囲内でiDeCoの掛金を拠出したい	企業型RKの加入者Webサイト または 企業型DCご担当者様	・iDeCoの拠出可能額は、ご加入申出者の企業型DCの事業主掛金額によって変わります。 ・企業型DCの事業主掛金額は国民年金基金連合会ではお調べできませんので、企業型記録関連運営管理機関 (RK) の加入者Webサイトや、お勤め先の企業型DCご担当者様へお問い合わせください。	
		受付金融機関	・拠出可能額の範囲内でiDeCoの拠出額を記入し、再度ご加入手続きを行ってください。	

2. iDeCoの掛金が一時的停止・自動調整となった方へ送られるお手紙：

①『個人型年金の記録について（LTO602）』

一時停止となった理由	ご加入者の状況	お手続き先	ご対応方法
			ご対応方法の詳細は、同封されているお手紙「手続きに関するご案内（K-203）」をご確認ください
<p>01.被保険者種別相違 (個人型年金へ申請した被保険者種別、または企業年金等加入状況が相違しているため)</p> <p>※この場合のご対応の詳細については、iDeCo公式サイト内に「お手紙『個人型年金の記録について』」をお受取りになられた個人型確定拠出年金(iDeCo)のご加入者様へ」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。</p>	iDeCo掛金の引落しが一時停止	受付金融機関	<p>・iDeCoで登録されている情報と日本年金機構で登録されている情報について、下記のいずれかが相違していると思われる。</p> <p>①基礎年金番号が相違している</p> <p>②iDeCoに登録されている基礎年金番号では日本年金機構での国民年金の加入記録が確認できない</p> <p>③被保険者種別(国民年金第1号～第3号)が相違している</p> <p>④第2号被保険者の場合、厚生年金の被保険者区分が誤っている</p> <p>【例：第2号厚生年金被保険者(国家公務員) ↔ 第3号厚生年金被保険者(地方公務員)】</p> <p>・①②の場合、正しい基礎年金番号は、下記のいずれかの方法でご確認ください。</p> <p>(ア) 日本年金機構から届いている年金手帳・基礎年金番号通知書等の通知物で確認する</p> <p>(イ) 日本年金機構に問い合わせる</p> <p>・iDeCoに申し出た基礎年金番号が誤っていた場合は、受付金融機関にご連絡の上、「個人情報開示等請求書」を提出し、正しい基礎年金番号に訂正してください。</p> <p>・基礎年金番号に誤りがない場合、③④に該当すると思われる。下記に該当するようなご事情がないか確認してください。</p> <p>④就職した、あるいは転職、退職した等のご事情により、最近、被保険者種別の変更があった</p> <p>⑤任意加入被保険者としてiDeCoに加入していたが、任意加入被保険者の資格を喪失した</p> <p>⑥の場合、毎月行っている日本年金機構との記録整合の時点で日本年金機構側での被保険者記録の変更登録が完了していなかったケースが考えられます。現時点では日本年金機構の変更登録が完了している場合であっても、iDeCoの一時停止を解除するためには、ご本人様からのお手続きが必要となります。</p> <p>受付金融機関にご連絡の上、必要な届をご提出ください。</p>
<p>02.国民年金保険料免除対象者 (国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっているため)</p>	iDeCo掛金の引落しが一時停止	受付金融機関	<p>・国民年金法に基づいて国民年金保険料を免除されている、または納付猶予されていると思われる。</p> <p>・国民年金保険料が免除されている、または納付猶予されている方は、iDeCoへのご加入はできません。</p> <p>・受付金融機関へ「加入者資格喪失届(K-015)」を速やかにご提出ください。</p>
<p>03.国民年金で死亡扱い (国民年金の被保険者記録が死亡となっているため)</p>	iDeCo掛金の引落しが一時停止	日本年金機構 受付金融機関	<p>・国民年金の被保険者記録において、既に死亡されていると記録されています。</p> <p>・国民年金の記録に誤りがある場合は、年金事務所にて訂正を行い、国民年金基金連合会へ速やかにご連絡ください。</p> <p>・iDeCoのご加入者様がお亡くなりになった場合は、ご遺族より受付金融機関へ「加入者等死亡届(K-014)」を速やかにご提出ください。</p>
<p>04.生年月日相違 (個人型年金へ申請した生年月日が相違しているため)</p>	iDeCo掛金の引落しが一時停止	受付金融機関	<p>・iDeCoで登録されている生年月日に相違があると思われます。</p> <p>・iDeCoの生年月日を訂正する場合は、「個人情報開示等請求書」を受付金融機関へご提出ください。なお、「個人情報開示等請求書」には、生年月日を明らかにする書類の添付が必要です。</p> <p>・記録の訂正が完了した後、掛金の引落し再開のため、受付金融機関へ「加入者掛金引落再開依頼書(K-026)」をご提出ください。</p>
<p>05.iDeCoの掛金額が限度額超過 (個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えているため)</p>	iDeCo掛金の引落しが一時停止	受付金融機関 日本年金機構	<p>・国民年金の被保険者記録において、付加保険料を納付していると記録されているため、iDeCoの掛金額が拠出限度額を超えてしまいました。</p> <p>・iDeCoの掛金額を減額する場合は、受付金融機関へ「加入者掛金額変更届(第1号被保険者用)付加保険料納付等に関する届(K-009)」を速やかにご提出ください。</p> <p>・付加保険料の納付を中止することによって掛金の引落しの再開を希望する場合は、年金事務所等に付加保険料の納付の中止手続きを行い、納付中止となった後に、受付金融機関へ「加入者掛金引落再開依頼書(K-026)」をご提出ください。</p>

通
知
文
書
の
数
字
に
は
不
一
致
理
の
由
コ
ー
ド
記
載
さ
れ
て
い
ま
す。

2. iDeCoの掛金が一時停止・自動調整となった方へ送られるお手紙：			
①『個人型年金の記録について（LTO602）』（続き）			
一時停止となった理由	ご加入者の状況	お手続き先	ご対応方法
<p>06.マッチング拠出利用 (マッチング拠出を実施しているため)</p>	iDeCo掛金の引落しが一時停止	企業型DCご担当者様 受付金融機関	<p>ご対応方法の詳細は、同封されているお手紙「手続きに関するご案内（K-203）」をご確認ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型DCでマッチング拠出を利用している、あるいは事業主掛金が年単位拠出になっていると記録されています。 ・企業型DCでマッチング拠出をされている方、事業主掛金が年単位拠出になっている方は、iDeCoへのご加入はできません。 <p>【① iDeCo掛金の拠出を継続する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<マッチング拠出の場合>企業型DCご担当者様へマッチング拠出の解除を依頼してください。解除後の記録確認で、マッチング拠出の終了が確認できた場合は、一時停止は自動的に解除されます。 ・<年単位拠出の場合>企業型DCの事業主掛金を年単位拠出から各月拠出へ変更する企業型年金規約の変更が必要になります。お勤め先の企業型DCご担当者様へご相談ください。企業型年金規約が変更され、年単位拠出の終了が確認できた場合は、一時停止は自動的に解除されます。 <p>(制度変更が行われない場合は、「加入者資格喪失届（K-015）」(喪失理由18：企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になったため)を受付金融機関へご提出ください。)</p> <p>【② iDeCoの掛金の拠出をやめて運用指図者となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング拠出、年単位拠出を継続する場合は、受付金融機関へ「加入者資格喪失届(K-015)」(喪失理由17：マッチング拠出を選択したため、喪失理由18：企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になったため)をご提出ください。 <p>【③ 企業型DCにiDeCoの資産を移換する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iDeCoの資産を企業型DCへ移換することをご希望の場合、お勤め先の企業型DCご担当者様へご相談ください。なお、移換される場合は、事前にiDeCoの加入資格を喪失するためのお手続きが必要となりますので、上記②と同様の書類を受付金融機関へご提出ください。
<p>07.年単位拠出利用 (企業年金掛金が年単位拠出であるため)</p>	iDeCo掛金の引落しが一時停止	企業型DCご担当者様 受付金融機関	<p>ご対応方法の詳細は、同封されているお手紙「手続きに関するご案内（K-205）」をご確認ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iDeCoで「企業型DCに加入している」と申請している方について、企業年金登録情報で登録されている「他年金制度加入状況」が、iDeCoで登録されている情報と相違しています。 <p>【① iDeCoに登録している「他年金制度加入状況」が誤っている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付金融機関へ「加入者他年金（企業年金等）加入状況等変更届(K-028)」をご提出いただき、iDeCoに登録している情報の訂正をお願いします。「他年金制度加入状況」についてはお勤め先の企業型年金ご担当者様へご確認をお願いします。 <p>【② iDeCoに登録している「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかに誤りがある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付金融機関へ「個人情報開示等請求書」をご提出いただき、iDeCoに登録している情報の訂正をお願いします。なお、「個人情報開示等請求書」には、訂正事項を明らかにする書類の添付が必要です。 <p>【③ iDeCoに登録している情報が正しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録されている「他年金制度加入状況」について、お勤め先の企業型年金ご担当者様へご確認をお願いします。「他年金制度加入状況」が正しい場合は、企業年金登録情報に登録されている「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかが誤っている可能性がありますので、企業型記録関連運営管理機関（RK）の加入者Webサイト等をご確認いただくか、お勤め先の企業年金ご担当者様へご確認をお願いします。※訂正完了後の記録確認で不整合の解消が確認できた場合、一時停止は自動的に解除されます。
②『企業年金登録情報との不整合のご案内（LHO614）』			
一時停止となった理由	ご加入者の状況	お手続き先	ご対応方法
<p>◆他年金情報の相違 (他年金制度加入状況不整合のため)</p> <p>※iDeCo以外にお勤め先で加入されている年金制度（企業年金等）のご加入状況を「他年金制度加入状況」といいます。</p> <p>※一時停止の開始時期については、企業年金制度側のデータ登録、更新状況、ならびにご本人様からのお手続き書類のご提出状況によって異なるため、お調べできません。</p>	不整合が解消されない場合、 iDeCo掛金の引落しが一時停止	お勤め先の企業年金 ご担当者様 受付金融機関	<p>ご対応方法の詳細は、同封されているお手紙「手続きに関するご案内（K-205）」をご確認ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iDeCoで「企業型DCに加入している」と申請している方について、企業年金登録情報で登録されている「他年金制度加入状況」が、iDeCoで登録されている情報と相違しています。 <p>【① iDeCoに登録している「他年金制度加入状況」が誤っている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付金融機関へ「加入者他年金（企業年金等）加入状況等変更届(K-028)」をご提出いただき、iDeCoに登録している情報の訂正をお願いします。「他年金制度加入状況」についてはお勤め先の企業型年金ご担当者様へご確認をお願いします。 <p>【② iDeCoに登録している「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかに誤りがある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付金融機関へ「個人情報開示等請求書」をご提出いただき、iDeCoに登録している情報の訂正をお願いします。なお、「個人情報開示等請求書」には、訂正事項を明らかにする書類の添付が必要です。 <p>【③ iDeCoに登録している情報が正しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録されている「他年金制度加入状況」について、お勤め先の企業型年金ご担当者様へご確認をお願いします。「他年金制度加入状況」が正しい場合は、企業年金登録情報に登録されている「基礎年金番号、生年月日、性別」のいずれかが誤っている可能性がありますので、企業型記録関連運営管理機関（RK）の加入者Webサイト等をご確認いただくか、お勤め先の企業年金ご担当者様へご確認をお願いします。※訂正完了後の記録確認で不整合の解消が確認できた場合、一時停止は自動的に解除されます。
③『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金額自動調整のお知らせ（LHO609）』			
自動調整となった理由	ご加入者の状況	お手続き先	ご対応方法
<p>◆拠出限度額超過 (iDeCo掛金額と企業型DC掛金額の合計がiDeCoの拠出限度額を超過した)</p>	iDeCo掛金が自動調整	企業型DCご担当者様 受付金融機関	<p>ご対応方法 (同封されるお手紙はありません)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金登録情報を確認したところ、iDeCo掛金額と企業型DC掛金額の合計がiDeCoの拠出限度額を超過したため、iDeCo掛金額を自動調整しました。 ・iDeCoの掛金は自動調整後の掛金額に変更されます。 <p>※企業型DCの事業主掛金が減額になった場合でも、iDeCoの掛金は増額されません。</p> <p>変更を希望する場合は、「加入者掛金額変更届(K-009)」を受付金融機関へご提出いただく必要があります。</p>

2. iDeCoの掛金が一時的停止・自動調整となった方へ送られるお手紙：			
④『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金一時停止のお知らせ (LHO610)』			
一時停止となった理由	ご加入者の状況	お手続き先	ご対応方法
◆拠出限度額超過 (iDeCo掛金額と企業型DC掛金額の合計がiDeCoの拠出限度額を超過し、iDeCoの拠出下限額未満となった)	iDeCo掛金の引落しが一時的停止	企業型DCご担当者様 受付金融機関	<p>ご対応方法の詳細は、同封されているお手紙「手続きに関するご案内 (K-205)」をご確認ください</p> <p>・企業年金登録情報を確認したところ、iDeCo掛金額と企業型DC掛金額の合計がiDeCoの拠出限度額を超過し、自動調整を行った結果、iDeCoの拠出下限額 (5,000円) 未満となったことから、iDeCo掛金の引落しが一時的停止となりました。</p> <p>【① iDeCo掛金の拠出を継続する場合】</p> <p>・企業型DCの事業主掛金を減額した上で、「加入者掛金額変更届(K-009)」を受付金融機関へご提出ください。事業主掛金の調整についてはお勤め先のご担当者様にご確認ください。</p> <p>【② iDeCoの掛金の拠出をやめて運用指図者となる場合】</p> <p>・受付金融機関へ「加入者資格喪失届(K-015)」(喪失理由04：運用指図者となるため)をご提出ください。</p> <p>【③ 企業型DCにiDeCoの資産を移換する場合】</p> <p>・iDeCoの資産を企業型DCへ移換することをご希望の場合、企業型DCご担当者様へご相談ください。なお、移換される場合は、事前にiDeCoの加入資格を喪失するためのお手続きが必要となりますので、上記②と同様の書類を受付金融機関へご提出ください。</p>
3. iDeCoが加入取消・自動喪失となった方へ送られるお手紙：			
①『加入取消通知書/自動喪失通知書 (LHO508)』			
加入取消、自動喪失となった理由	ご加入者の状況	お手続き先	ご対応方法
◆任意加入被保険者資格なし (国民年金の記録で任意加入被保険者資格なし)	iDeCoへのご加入が取消 (『加入取消通知書 (LHO508)』が届いた)	/	<p>(同封されるお手紙はありません)</p> <p>・任意加入被保険者 (または厚生年金高齢任意加入被保険者) としてiDeCoにご加入されましたが、日本年金機構との記録確認で国民年金の記録が相違しており、加入資格が確認できなかったことから、ご加入が取り消されました。</p> <p>※ ご加入時にさかのぼって自動喪失扱いとなります。</p> <p>※ 通知書が届いた場合は、加入取消のお手続きは不要です。</p> <p>※ 加入取消となった場合、任意加入被保険者の資格がない期間に拠出していた掛金は還付 (返還) となります。</p> <p>※ なお、ご加入が取り消された場合でも新規加入申出時にいただいた手数料 (2,829円) の返還はできません。</p>
◆公的年金受給者 (公的年金を受給しているため)	iDeCoを自動喪失 (『自動喪失通知書 (LHO508)』が届いた)		<p>・iDeCoにご加入されていましたが、公的年金受給者となったことが判明したため、iDeCoが自動喪失となりました。</p> <p>※ 老齢基礎年金、老齢厚生年金を受給されている方は、iDeCoへのご加入はできません。</p> <p>※ 加入者資格喪失日 (公的年金受給者となった日) にさかのぼって自動喪失扱いとなります。</p> <p>※ 通知書が届いた場合は、喪失のお手続きは不要です。</p>
◆iDeCo老齢給付金受給者 (iDeCoの老齢給付金を受給しているため)	iDeCoを自動喪失 (『自動喪失通知書 (LHO508)』が届いた)		<p>・iDeCoにご加入されていましたが、iDeCoの老齢給付金の受給者となったことが判明したため、iDeCoが自動喪失となりました。</p> <p>※ iDeCoの老齢給付金を受給されている方は、iDeCoへのご加入はできません。</p> <p>※ 加入者資格喪失日 (iDeCoの老齢給付金の受給者となった日) にさかのぼって自動喪失扱いとなります。</p> <p>※ 通知書が届いた場合は、喪失のお手続きは不要です。</p>